

社団法人福島県観光連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人福島県観光連盟と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 本会は、従たる事務所を東京都台東区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、福島県内における観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外観光客の誘致促進
- (2) 観光物産、観光文化の振興
- (3) 観光振興のためのイベント等の実施
- (4) 観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備
- (5) 観光事業従事者の福利厚生のための事業
- (6) 観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業
- (7) 観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究
- (8) 外客受け入れのための観光施設に関する情報提供
- (9) (1)から(8)の事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- (10) 観光の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する出捐
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 地方公共団体、市町村の区域を単位とする観光協会並びに本会の事業に関係ある各種団体及び事業者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助する法人及び団体又は個人
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、総会において推薦された者

(入 会)

第6条 本会の正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会において可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

2 名誉会員に推された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会費の納入等)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産者又は準禁治産者の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 9 名 以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理 事 25名以上30名以内（会長、副会長及び専務理事を含む。）
- (5) 監 事 2 名

(選 任 等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は理事の互選とする。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を東北運輸局長に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を東北運輸局長に届け出なければならない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の常務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に定める業務を行う。

(任 期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、総会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧 問)

第18条 本会は顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、業界人、学識経験者及び公職にある者のうちから会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、本会の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総 会

(種 別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定により請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款の別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会長が必要と認める本会の運営に関する事項

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理 事 会

（構 成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権 能）

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（種類及び開催）

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招 集）

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定 足 数 等）

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定に準用する。この場合において、これらの

規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第36条 会長は、本会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費、補助金、負担金、委託金
- (2) 寄付金品
- (3) 地方公共団体から交付される観光事業振興助成補助金（以下「助成補助金」という。）
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(基金)

第38条 本会の財産のうち、次に掲げるものを第4条第9項に定める基金（以下「基金」という。）とすることができる。

- (1) 助成補助金の一部
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(財産の管理)

第39条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。ただし、基金は次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託若しくは郵便官署又は銀行への預託

(区分整理)

第40条 本会は、基金及び基金以外の助成補助金にかかる会計については、経理を区分して整理するものとする。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、東北運輸局長に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に東北運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額の変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、東北運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第46条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員の総数3分の2以上の議決を経、かつ、東北運輸局長の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において、正会員の総数の3分の2以上の議決を経、かつ東北運輸局長の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第49条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) 理事及び監事の履歴書
- (10) 職員の名簿及び履歴書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 雑 則

(細 則)

第50条 この定款が定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日（平成4年7月30日）から施行する。
- 2 本会の設立により、福島県観光連盟の会員及び一切の財産は、本会が承継する。
- 3 本会設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は第24条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

付 則

この定款の変更は、東北運輸局長の認可のあった日（平成14年7月9日）から施行する。

付 則

- 1 この定款の変更は、東北運輸局長の認可のあった日（平成18年11月17日）から施行する。
- 2 平成17年に改正される本会の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。